

目 次

1. 施設・設備等	2
2. 職員構成等	2
3. 利用定員・利用時間等	2
4. 特定教育・保育の内容等	3
5. 利用者負担等	3~4
6. 特別保育	4~5
7. 利用契約の終了	5
8. 保険制度	6
9. 給食・家庭弁当	6
10. 食物アレルギー	6
11. 健康管理	7
12. 出席停止になる学校感染症	7~8
13. 薬の取り扱い	9
14. 送迎	9
15. 緊急時の対応	10
16. 非常災害対策・防犯対策	10
17. 気象警報発令時における臨時休園	10
18. 相談などの体制	11
19. 虐待防止のための措置	11
20. 保護者会(しらゆり会)	11

同意書(控え)

同意書(提出用)

重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、次のとおり重要事項について説明します。

1. 施設・設備等

設置者の名称	学校法人しらゆり学園 幼保連携型認定こども園 しらゆり幼稚園	
設置者の所在地	津山市上河原153番地	
代表者職・氏名	学校法人しらゆり学園理事長 松田欣也	
施設の種別	幼保連携型認定こども園	
施設の名称	学校法人しらゆり学園 幼保連携型認定こども園しらゆり幼稚園	
施設の所在地	津山市上河原153番地	
電話番号	幼稚園部(0868)24-4711 FAX 24-4650 保育部 24-4712 FAX 24-4710	
施設開設年月日	平成28年4月1日	昭和55年8月4日幼稚園設立認可 平成28年3月16日幼保連携型認定こども園しらゆり幼稚園認可
施設長氏名	園長 村上正充	
設備の概要	鉄骨造2階建、木造1階建 園舎面積 1,892.56 m ² 園庭面積 2,723m ² ほふく室1、保育室12、遊戯室、会議室、園長室、調理室、職員室、医務・相談室	

2. 職員構成等

職員体制	園長1名、副園長2名、主幹保育教諭1名、保育教諭16名、非常勤職員17名、事務部長1名、事務員1名	
勤務体制	保育教諭の配置	
	7時30分～8時30分	2名以上
	8時30分～18時30分	県条例の配置基準で定める人数以上
	18時30分～19時	2名以上
※各時間帯とも園児数に応じて必要な保育教諭を配置します。		

3. 利用定員・利用時間等

対象児童	1歳児から小学校就学前までで保護者の居住する市町村から交付された支給認定証の対象児童		
利用定員	1号認定児(満3歳～5歳)	90名	合計200名
	2号認定児(3歳～5歳)	69名	
	3号認定児(1歳～2歳)	41名	
開所日・開所時間等	開所日:月～土曜日 開所時間:7時30分～19時 下記休園日は除く 休園日:日曜日・祝祭日・お盆(8/13～8/15) 年末年始(12/29～1/3) 新学期準備 3/31		
1号認定児	利用日	月曜日～金曜日(土曜日を除く) 1学期 4/8～7/19、2学期 8/27～12/24 3学期 1/7～3/25 ※始業式、終業式はその年の暦によって変わりますので、年間行事予定表でご確認ください。	
	利用時間	9時～14時	
	休園日	土曜日・日曜日・祝祭日・お盆(8/13～8/15) 年末年始(12/29～1/3) 行事(運動会、クリスマスお祝い会)の振替日・新年度準備のため(3/31)	

		夏休み(7/20~8/26)冬休み(12/25~1/6)春休み(3/26~4/7)
2号・3号認定児	利用日	月曜日～土曜日
	利用時間	保育標準時間認定:7時30分～18時30分 保育短時間認定 :8時30分～16時30分
	休園日	日曜日・祝祭日・お盆(8/13~8/15)年末年始(12/29~1/3) 新年度準備のため(3/31)

4. 特定教育・保育の内容等

教育・保育理念	◎建学の精神 宗教的雰囲気を持った極めて敬虔な幼児教育の場として、本園の前身である宗教法人カトリック淳心会の精神を受け継いだしらゆり幼稚園の伝統を大切にし、『感謝する心』『思いやりの心』『奉仕の心』を涵養することを目的とします。
教育・保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期は、人間形成の基礎を培う大切な時期であるので、認定こども園教育・保育要領を踏まえて、一人ひとりの育ちを大切にしながら、心身ともに健康で、心豊かな乳幼児期を過ごせるよう努めます。 ・人間の土台となる根っこの部分(非認知能力)を遊びや活動を通して育てていきます。 ・脳とこころの発達に深くかかわる運動遊びを積極的に取り入れ、健康な心と体を育む活動に取り組みます。 ・外部の専門指導者や施設等を有効活用します。
教育・保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳から小学校就学前の年齢の園児が共に生活する場であることをふまえ、さまざまなかかわり合い、育ち合いの多様化を活かします。 ・発達の個人差、集団生活の経験年数の差、家庭環境等をふまえ、保護者との連携を図りながら、個別的な対応に留意します。 ・思いやりや感謝の気持ち、やさしく、豊かな感性を持った子どもの育成に努めます。 ・温かい環境と家庭的なぬくもりの中で人と人とのつながりやコミュニケーションができるように努めます。 ・季節の移り変わりに関心を持ち、自然の美しさ、不思議さに興味を広げていきます。 ・学びの基礎、基本を身につけます。 ・健康で望ましい生活習慣を持った子どもたちの育成に努めます。

5. 利用者負担等

利用者負担	項目	金額	対象年齢等	備考
	保育料(※1)	津山市が定める額	全園児	4月と9月に額改定
	特定負担額(※2)	1・2・満3歳:月額1,000円 年少以上 :月額2,000円	全園児(※3)	(※3)生年月日が令和5年4月2日～

	給食費 (主食費・副食費)	月額 6,800円	1号認定児 2号認定児	所得や世帯状況によって、 副食費が免除となる場合があります 1号認定児(年少以上)の 給食費は、4月、8月は徴収 しません
	PTA会費	月額 500円	全園児	
	保険料	年間 200円	全園児	8. 保険制度をご覧ください
	月間絵本代	月額 400~500円程度	全園児	学期ごとに集金します 1 学期・・・4~8月 5か月分 2 学期・・・9~12月 4か月分 3 学期・・・1~3月 3か月分
	通園バス	月額 4,000円 (片道2,000円)	年少組~年長組	利用者のみ 送迎エリアあり バス代は8月分以外、徴収 します
	入園検定料	3,000円	1号認定児	入園面接時
	指定学用品代	年長・年中:14,000円程度 年少:11,000円程度 満3・2歳:10,000円程度 1歳:700円程度		年度により値段の変動があ ります
	制服代	47,000円程度	年少以上	すべて1点ずつ購入時の 参考額です
<p>◎その他、年度初めには新学期用品代(シール帳、誕生日カード、作品バッグ、スナップ写真代など)の 集金、また学年行事等により保護者負担をお願いする場合があります。</p> <p>◎金額についてはすべて令和8年6月時点のものです。</p> <p>(※1) 満3歳児クラスの保育料は誕生日から幼児教育無償化により徴収しません。</p> <p>(※2) 特定負担額とは、教育・保育の質の向上を図る上で必要であると認められる対価について、保 護者に負担を求めるものです。具体的には次の通りです。</p> <p>1. 施設維持管理費・・・施設修繕費、清掃・衛生管理費</p> <p>2. 教員配置充実費・・・国の基準を超える教員配置のための人件費、研修・資質向上費</p> <p>3. 教育研究用機器・備品購入費・・・ICT 機器・教材、保育用備品</p>				
支払い方法	口座振替引落日は、毎月25日です。(土日祝日の場合は、翌日)			

6. 特別保育

預かり保育	対象園児	<p>在園児(1号認定児)で次の状況に該当する園児</p> <p>①保護者が家事以外の就労、または就学をしている</p> <p>②保護者が家族の定期的な通院、看護または介護を行っている</p> <p>③上記にあげるもののほか、必要と認める園児</p>
	利用日	施設の開園日(事前に利用申請が必要です。)

	利用時間		利用時間前保育	利用時間後保育
		登園日(月～金)	7時30分～8時30分 200円	14時～18時 400円+おやつ代
		午前中保育	7時30分～8時30分 200円	11時30分～18時 400円+給食代+おやつ代
		長期休業日	7時30分～8時30分 200円 8時30分～18時 400円+給食代+おやつ代	
		延長費用	18時～18時30分 200円	
	申し込み	所定の用紙に必要事項を記入し、前月20日までに申し込みください。		
	支払い方法	翌月に利用実績を集計し、集金します。		
	利用日	施設の開園日 ※満3歳児の開始は原則として2学期から行います。利用開始日については必ず担任と相談してください。		
延長保育 (時間外保育)	対象園児	在園児(2号・3号認定児)保育短時間認定		
	利用時間	保育短時間認定	7:30～8:30 200円	16:30～18:30 300円
		保育標準時間認定	18:30～19:00 200円	
その他	障がい・支援・発達の遅れなど、気になることがある場合は、事前にご相談ください。			

7. 利用契約の終了(退園)

1. 当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 保育の必要な理由による入園期間が満了した場合

(2) 支給認定証の有効期間が終了した場合

(3) 1ヶ月間全く登園しなかった場合

※3歳児以上で保育の必要性がなくなった場合は、認定区分の切り換えを行うことで、退園せずに通い続けることができます。(2号⇒1号認定)

2. 当園は、以下の場合、文書で通知することに拠り、この契約を解除することができる。

(1) 利用料金・利用負担金等の支払いが2ヵ月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず14日以内に支払われない場合

(2) 保護者・その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員又はその関係者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合

(3) 園の定める諸規定や教育・運営方針に賛同しない意思表示があった時

※当園に入園している理由や、就労時間等が変更になった場合は必ずお知らせください。就学・求職活動・産前産後・育児休業(継続児に限る)が理由の場合は、入園できる期間が決まっていますので、必ずお知らせください。不正や虚偽により入園していたことが判明した場合は、退園になること、また、市町村が教育・保育に要した費用を徴収することがあります。なお、教育コース(1号児)の場合は、休園制度があります。

8. 保険制度

保育中、万一怪我をされた場合を考え、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と認定こども園賠償責任保障、認定こども園団体傷害補償に加入しています。

- ・独立法人日本スポーツ振興センター（幼稚園負担 + 個人200円/年 負担）
- ・認定こども園賠償責任保障加入（幼稚園負担）

9. 給食・家庭弁当

・給食は、株式会社メフォスに業務委託しています。月曜日から金曜日の毎日、園児、職員全員給食を食べます。（但し、食物アレルギーのある方についてはお弁当を持ってきていただく場合があります。→「10. 食物アレルギー」でご確認ください。

- ・土曜日給食は、教育保育コース（2号児）・保育コース（3号児）のみです。
- ・月に1回程度家庭弁当の日を設けます。（園だよりでお知らせします）

10. 食物アレルギー

・当園の給食とおやつはそば、ナッツ類は一切使用しておりません。

・当園の給食は、食物アレルギー除去食対応をしています。ただし、調理場内や製造工場での微量混入（例：「本品製品工場では〇〇を含む製品を製造しています」など）、調味料、食用油、だし、乳化剤、添加物については対応できませんので、お弁当を持ってきていただくようになります。

・食物アレルギー（そば、ナッツ類を含む）のある方は全員、園にお申し出ください。入園前に、必ず、医療機関への受診、書類提出、栄養士との面接をしていただきます。

・入園時、食物アレルギーの疑いがある方については、検査結果がでるまで給食の提供はできません。お弁当を持ってきていただくようになります。

・医師の診断がない場合、除去食対応はできません。

11. 健康管理

(1) 病気

当園は病児保育を行っておりませんので、以下の症状が見られる日は無理せずお休みし、早めに医療機関で診察・治療を受けてください。保育中に同様の症状が見られた場合は、保護者に連絡し、お迎えに来ていただきます。すぐに対応できるよう、ご家族、ご親族で体制を整えておいてください。

発熱	<input type="checkbox"/> 元気がなく機嫌が悪い。食欲がない。	<input type="checkbox"/> 24時間以内に38℃以上あった。
	<input type="checkbox"/> 朝から37.5℃以上の発熱がある。	<input type="checkbox"/> 24時間以内に解熱剤を使った。
咳	<input type="checkbox"/> 元気がなく機嫌が悪い。食欲がない。	<input type="checkbox"/> 咳のため夜間に起き、睡眠不足である。
	<input type="checkbox"/> 少し動いただけで咳が出る。	<input type="checkbox"/> 連続してせき込む。呼吸がしにくい。
	<input type="checkbox"/> いつもより体温が高い。	
下痢	<input type="checkbox"/> 元気がなく機嫌が悪い。食欲がない。	<input type="checkbox"/> 24時間以内に2回以上の水様下痢がある。
	<input type="checkbox"/> 食事や水分を摂ると下痢をする。	<input type="checkbox"/> いつもより体温が高い。
	<input type="checkbox"/> 朝に排尿がない。	
嘔吐	<input type="checkbox"/> 元気がなく機嫌が悪い。食欲がない。	<input type="checkbox"/> 24時間以内に2回以上の嘔吐がある。
	<input type="checkbox"/> いつもより体温が高い。	<input type="checkbox"/> 食事や水分を摂ると嘔吐する。
発疹	<input type="checkbox"/> 発熱に伴って発疹がある。	<input type="checkbox"/> 感染症による発疹が疑われる。
	<input type="checkbox"/> 口内炎でいつも通りの食事ができない。	
	▼とびひ	
	<input type="checkbox"/> 発疹の範囲が広く患部を覆えない。	<input type="checkbox"/> 患部を搔いてしまう。
	<input type="checkbox"/> じくじくしていて他児に感染の恐れがある。	

○伝染病・その他感染のおそれのある病気にかかった場合は、ただちに園へ連絡してください。

○感染症疾患と思われる時、また、医師より感染症の病気であると診断された時には集団生活ですので、医師の許可があるまでお休みいただくようご協力ください。

○前日に高熱や下痢、嘔吐が続いた場合などは、体力を消耗しているため元気に見えてもその後大きな病気につながる可能性があります。また、集団生活のため感染が広がる恐れもありますので、休養をお願いします。

○前日又は当日の朝、健康上変わったことがあった場合やご家族で体調不良の方がおられる場合、必ず担任にお知らせください。

(2) 怪我

○ご家庭で怪我をされた場合は、必ず登園時担任にお知らせください。

○頭部を強打された場合は、登園前に必ず病院を受診してください。

○擦り傷などの軽度の怪我を除いて、保護者に連絡をしてご相談いたします。必要な場合はお迎えに来ていただき、受診をお願いします。

○軽度の怪我については、原則薬品は使用せず、水による洗浄を行います。

12. 出席停止になる学校感染症

集団生活の場では感染症が流行しやすいことから、学校保健安全法、学校保健安全法施行規則には、学校における予防すべき感染症(学校感染症)について細かく定められています。対象となる感染症は、以下のように第一種～第三種に分かれています。

学校保健安全法では、幼稚園において予防すべき感染症にかかった場合や、かかっている疑いがある又はかかるおそれのある園児に対し出席を停止させる事ができると定められています。また、感染症の予防上必要があるときは臨時に幼稚園の全部又は一部の休業を行う事ができます。

種	病名	出席停止の期間と基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9)	
第二種	インフルエンザ (+B20:B28 特定鳥インフルエンザ) 【治癒証明不要】	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては3日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹	発疹を伴う発熱が解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 【治癒証明不要】	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (※1)	感染を防ぐため必要があれば園長が医師の意見をきき、第三種の感染症として措置をとることができます。
<p>◎しらゆり幼稚園では、第一、二種の感染症について登園再開の際には、治癒証明書の提出が必要となります。</p> <p>◎インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、専用の【出席停止経過報告書】を提出してください。</p> <p>※治癒証明書、出席停止経過報告書は園 HP よりダウンロードできます。</p>		

その他の感染症 (※1)				
手足口病	ヘルパンギーナ	とびひ (伝染性膿痂疹)	りんご病 (伝染性紅斑)	溶連菌感染症
ウイルス性肝炎	マイコプラズマ感染症	流行性嘔吐下痢症	アタマジラミ	水いぼ

13. 薬の取り扱い

園では原則としてお薬はお預かりいたしません。薬の持参はご遠慮ください。

そのため、診察の際、主治医に朝夕2回で処方してもらえようようお願いするか、送迎時間を調整してご家庭で投薬してください。

但し、以下のものについては主治医が処方し投薬を指示した場合に限り、お預かりを検討しますので、ご相談ください。

①アレルギー（エピペンなど） ②熱性けいれん（坐薬、頓服など） ③その他、園児の症状により、やむを得ない場合

※点眼薬、貼り薬、塗り薬はお預かりしません。

14. 送迎

送迎の際は、すべてのお子さまの安全のために次のことを厳守してください。

交通安全	<ul style="list-style-type: none">・園内は一方通行、時速10km以下で走行してください。・シートベルト着用、チャイルドシート使用、走行中の携帯電話の使用禁止など、交通法規を厳守してください。・駐車場から玄関までは必ずお子さまの手をつないで登降園してください。
登園時間	<ul style="list-style-type: none">・9:00までに登園してください。・欠席連絡は必ず9時までをお願いします。・9時以降に登園の場合は、必ず連絡してください。・9時の時点でお子さまが保育室に入室できる時間を目安に登園してください。・登園されていない場合は、担任から保護者の方に電話をし、確認をさせていただきます。
降園時間	<ul style="list-style-type: none">・迎え時間に遅れる場合は必ずご連絡ください。※1号児で預かり保育の申し込みをしていない方が、30分を過ぎた場合、400円いただきます。
送迎者	<ul style="list-style-type: none">・原則として、保護者が行ってください。・送迎時は必ずネームホルダーを着用してください。・祖父母などいつもと違う方のお迎えの場合、事前にそのことを連絡してください。連絡のない場合、確認の電話をさせていただきます。代わりの方にもネームホルダーの着用をお願いします。・18歳未満の方が保護者として単独でお迎えに来ることはできません。・確認がとれない場合、原則としてお子様のお引き渡しはできません。・上記のことはすべてバスご利用の方も同様です。
ルール	<ul style="list-style-type: none">・門の開閉は必ず保護者が行ってください。・お迎え後は、園内や駐車場、園周辺では立ち話をなさったりせず、すみやかにお帰りくださるようご協力ください。・弟妹のお迎えの間、子どもだけで遊んで待つことは大変危険ですので、必ずお連れください。ひとりである場合は職員が声をかけさせていただきます。

※車、自転車、徒歩での登降園時、ならびに駐車場内での事故やトラブル、お迎え後の園庭での事故や怪我などについて、園では責任をとりかねますので、十分にご注意ください。

15. 緊急時の対応

- ・特定教育・保育の提供中、利用中の子どもに体調の急変、事故等があった場合、速やかに子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関、公的機関等への連絡をおこなうといった必要な措置を講じます。
- ・保護者緊急連絡先は、必ず連絡がつくようにしておいてください。また、お迎えをお願いする場合すぐに対応できるように、ご家族、ご親族で体制を整えておいてください。

○津山圏域消防組合：119

○津山警察署：110

○関係医療機関 ふくはら小児科内科 藤田耳鼻咽喉科医院科 高坂歯科 上河原薬局

16. 非常災害対策・防犯対策

非常災害対策	消防計画を作成し、火災の予防管理・対策、震災対策、防災教育・訓練を行います。
避難訓練等	地震・火災・風水害等を想定した避難訓練 月に1回、AED講習(年に1回)
緊急時の対応	緊急時の保護者への連絡方法 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡先を全園児保護者に記入してもらう。 ・緊急時には、お知らせメールで各家庭に連絡。
防災設備	消火器・誘導灯・自動火災報知機設備・非常警報器具・防災カーテン
防犯設備	警報装置(警備会社:セコム)防犯カメラの設置 電磁錠の設置

17. 気象警報発令時における臨時休園

1 午前6時の時点で津山地域に次の警報が1つでも発令されている場合

特別警報 暴風警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風雪警報

(1) 1号認定児は休園となります。

(2) 2号・3号認定児は、送迎される場合のみお預かりします。バスの運行はありません。

(3) 1号認定児で、やむを得ず仕事等の都合で預けるところのない方はご相談ください。バスの運行はありません。

※途中で警報が解除になっても、上記の対応は変更になりません。

2 保育中に警報が発令された場合

なるべく早くお迎えをお願いいたします。状況によっては、バスの運行を取り止める場合があります。

3 送迎等の変更をお願いする場合は、お知らせメールでご連絡いたします。

18. 相談等の体制

相談等	相談受付者	副園長（幼稚園部）(0868)24-4711（保育部）(0868)24-4712
	相談責任者	園長 電話(0868)24-4711
	第三者委員	小原 敦子 菅田 拓平
	市の窓口	津山市役所 こども保健部こども保育課幼児教育係 津山市山北520番地 電話(0868)32-7028
	面接・文書・電話などの方法で、質問・相談を受け付けます。	

19. 虐待防止のための措置

当園は、園児に対し、暴力行為・わいせつ行為・無視・保育の放棄その他、心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに津山児童相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

- 津山児童相談所
- こども子育て相談室（津山すこやかセンター内）
- 津山警察署

20. 保護者会（しらゆり会）

当園には保護者会『しらゆり会』があります。在園保護者の方には、全員しらゆり会会員として組織に所属していただきます。活動は必要に応じてボランティアという形で参加を募ります。（例：運動会など園行事前の環境整備など）

以上当園の教育・保育の提供に関する重要事項について記載させていただきました。

当園は津山市の施設型給付を受ける幼保連携型認定こども園であるため保護者の方との直接契約のうえ利用していただくこととなります。卒園や転園等で利用契約が終了するまで、この重要事項説明書の保管を各自でお願いいたします。

〈 控 え 〉

幼保連携型認定こども園 しらゆり幼稚園
重要事項に関する同意書

特定教育・保育の提供の開始に際し、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 8 年 月 日

運営事業者	所在地	津山市上河原153	
	名 称	学校法人 しらゆり学園	
		理事長 松田 欣也	印略
	説明者	園 長 村上 正充	印略

私は、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を受け、幼保連携型認定こども園
しらゆり幼稚園在園中の特定教育・保育の提供について同意します。

令和 8 年 月 日

保護者	住 所	_____	
	氏 名	_____	印略
	園児との続柄	()	

園 児	氏 名	_____
-----	-----	-------

〈 提出用 〉

幼保連携型認定こども園 しらゆり幼稚園
重要事項に関する同意書

特定教育・保育の提供の開始に際し、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 8 年 月 日

運営事業者	所在地	津山市上河原153	
	名称	学校法人 しらゆり学園	
		理事長 松田 欣也	印略
説明者	園長	村上 正充	印略

私は、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を受け、幼保連携型認定こども園
しらゆり幼稚園在園中の特定教育・保育の提供について同意します。

令和 8 年 月 日

保護者	住所	_____	
	氏名	_____	印略
	園児との続柄	()	
園児	氏名	_____	